

議案第77号

沼田市外二箇村清掃施設組合の規約変更に関する協議について

沼田市外二箇村清掃施設組合同規約（平成7年群馬県指令地第5号）の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、別紙のとおり関係市村が協議の上、定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星 野 稔

## 沼田市外二箇村清掃施設組合の規約変更に関する協議書

沼田市外二箇村清掃施設組合同規約を下記の沼田市外二箇村清掃施設組合同規約の一部を改正する規約により変更するものとする。

### 記

沼田市外二箇村清掃施設組合同規約の一部を改正する規約

沼田市外二箇村清掃施設組合同規約（平成7年群馬県指令地第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「ごみ焼却施設」の次に「（沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場に係るものに限る。）」を加え、同条第4号中「リサイクル施設」の次に「（沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場に係るものに限る。）」を加える。

### 附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。